

市街化調整区域における

業務用建築物の用途変更基準の制定

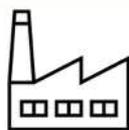
(使用者や営む業種等)

令和7年4月1日より、学生下宿を一般の共同住宅にするなど、業務用建築物の用途変更ができるようになります。

適用される際には、窓口等での相談をお願いします。

- ・使用者の例 : 農家、収用移転対象者、線引き前居住者等
- ・営む業種等の例 : 学生用、従業員用、自動車修理用、農業用等

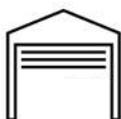
●対象となる業務用建築物



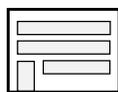
工場



倉庫



作業所



事務所



店舗



社宅・学生下宿

条件

- ・10年以上適正に利用されていること
- ・社会通念上やむを得ない事情があること

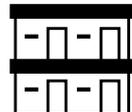
●変更後の建築物

- ・従前と同種の建築物用途
- ・社宅・学生下宿は、集合住宅（共同住宅、長屋等）に変更可能
- ・集合住宅を除き自己の業務用であること
- ・用途変更後に環境負荷が悪化しないものであること

(用途変更の例)



学生下宿



集合住宅



農業用倉庫



一般倉庫

●対象から除かれるもの

- ・大規模施設等 ※審8号 (流通業務施設 (特別積合せ貨物輸送含む)、※審10号 製造業工場・研究施設、※審13号 土地管理施設)

※上記以外にも制限がありますので、詳細は審査基準を参照してください。

(審査基準)

豊田市開発調整課のホームページ

事業者向け情報 > 都市計画・建築・開発 > 開発 > 豊田市の都市計画法開発許可制度 > 立地基準 (34条)



(問合せ先)

豊田市都市整備部開発調整課 (西庁舎4階)

電話 : 0565-34-6744

メール : kaiatsu@city.toyota.aichi.jp